

高額療養費制度のご案内

高額療養費制度とは、長期入院などで1カ月ごとの保険自己負担が高額になった場合に、一定の金額を超えた部分の払い戻しが受けられる制度です。

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証での受診により、手続きなしで高額療養費制度における自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

マイナ保険証をお持ちでない方

自己負担限度額の区分を記載した資格確認書を提示いただくと、高額療養費制度における自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

自己負担割合が2割の方は、資格確認書を提示することで自己負担限度額が適用されます。

70歳未満の方の医療費について

所得区分	適用区分	3カ月目まで	4カ月目以降
年収約1,160万円以上 月収83万円以上	ア	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
年収約770万~1,160万円 月収53万円~79万円	イ	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
年収約370万~770万円 月収28万円~50万円	ウ	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
年収約370万円未満 月収26万円以下	エ	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯)	オ	35,400円	24,600円

70歳以上の方の医療費について

所得区分		自己負担限度額	4カ月目以降
上位所得 現役並み	年収約1,160万円以上 月収83万円以上	Ⅲ 252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
	年収約770万~1,160万円 月収53万円~79万円	Ⅱ 167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
	年収約370万~770万円 月収28万円~50万円	Ⅰ 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
一般所得	年収約370万円未満 月収26万円以下	57,600円	44,400円
低所得 (非課税世帯)	住民税課税区分Ⅱ	24,600円	
	住民税課税区分Ⅰ	15,000円	

※過去1年以内に3カ月以上高額療養費に該当した場合は、4カ月目以降から自己負担限度額が下がります。

※食事代・差額ベッド代・レンタル用品などの保険診療外の費用は、自己負担限度額の対象になりません。

※ご提示日によっては入院費の計算に反映できない場合がありますので、ご了承ください。

食事療養費について

入院時の食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)	
限度額区分ア~エ	現役並み一般	550円	
低所得者(限度額区分オ)	低所得者Ⅱ	90日までの入院	270円
		91日目以降	220円
	低所得者Ⅰ	130円	

ご不明な点はお問い合わせください。